

宇土市企業立地特別奨励金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年9月4日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市規則第47号

宇土市企業立地特別奨励金条例施行規則の一部を改正する規則

宇土市企業立地特別奨励金条例施行規則（平成20年規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第2条第6号」を「第2条第5号」に改める。

第5条中「第2条第8号」を「第2条第7号」に改める。

様式第1号中「、増設又は移設」を「又は増設」に改める。

様式第6号中「又は移設」を削る。

附 則

この規則は、令和8年9月4日から施行する。